



区立幼稚園の利用手続き等における 個人番号（マイナンバー）の記載について

「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」に基づき、区立幼稚園の利用手続き等には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

マイナンバーを記載する 申請書	マイナンバーを必要とする方
子どものための教育・保育給付認定・変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 ・利用を希望する児童と同居の世帯員全員 ・父母以外の方が家計の主事者となる場合には、家計の主事者

個人番号が記載された書類を提出する際には、第三者による「なりすまし」などを防止するため、法律に基づき「個人番号（マイナンバー）の確認」と「本人確認（身元確認）」の両方が必要です。

① 個人番号（マイナンバー）の確認 以下のいずれかで確認を行います。

個人番号カード	通知カード	その他
 <p>【おもて面】 【うら面】</p> <p>1枚で①番号確認と②本人確認の両方ができます。</p>	 <p>通知カード記載の住所と現住所が異なる場合、裏面に新住所が記載されていないと利用できません。</p>	<p>マイナンバー記載の住民票の写し 住民票記載事項証明書等</p>

② 本人確認 【A】に記載のあるものから1つ、または【B】に記載のあるものを2つで確認します。

【A】1つで確認可能 (顔写真表示の公的証明書)	【B】2つで確認可能 (顔写真表示なしの身分証明書)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・パスポート（旅券） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・戦傷病者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・顔写真表示の住民基本台帳カード ・顔写真表示のその他身分証明書（学生証、社員証等） ・顔写真表示の資格証明書等（税理士証票、船員手帳帳等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・住民票の写し ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・金融機関のキャッシュカード ・公的機関が発行した証明書等（生活保護受給者証等）

③ 代理人による手続き 保護者以外の方が申請をする場合、以下の3つが必要です。

代理権確認書類	代理人の本人確認書類	本人の番号確認書類
<p>【法定代理人（成年後見人や親権者）の場合】 戸籍抄本、戸籍謄本、登記事項証明書等から1つ</p> <p>【任意代理人の場合】委任状</p>	<p>上記②に記載している代理人の本人確認書類（上記②の【A】または【B】）</p>	<p>上記①に記載している個人番号のいずれか</p>